

代表者
阪井

## 研修報告書

令和5年11月17日

会派代表者様

吳市議會議員

亀井 聰美

次のとおり研修に参加したので報告します。

### 1. 研修期日

令和5年11月8日（水）～10日（金）

### 2. 研修項目

全国市町村国際文化研修所 令和5年度市町村議會議員研修  
第2回「1年生議員のために」

### 3. 参加議員

亀井 聰美

### 4. 随行者

なし

## ■ 研修目的

地方自治制度、議会、議員の基本的事項について学び、よりよい議員と成長する。

他の全国自治体の議員と交流を深め、様々なアイディア等を吸収する。

### 1. 地方自治制度と地方議会（静岡県立大学経営情報学部 教授 小西 敦 先生）

『地方自治法における議会に関する基本的な条文を学び、理解し、行動へつなげる』を目標に講義を実施。

- ・(日本国憲法第 92 条) 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。
- ・(日本国憲法第 93 条) 議会の設置、議員の選出について明記されている。
  - ①地方公共団体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
  - ②地方公共団体の長、その議会の議員および法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する
- ・(地方自治法 112 条) 議員の議案提出権
- ・(地方自治法 97 条 2 項) 予算の修正権
- ・(地方自治法 100 条) 調査権
- ・(地方自治法 99 条) 意見書の提出
- ・(地方自治法 100 条 13 項) 議員の派遣…議会報告会も議員派遣のひとつ
- ・(地方自治法 100 条の 2) 学識経験者等の活用
- ・(地方自治法 100 条 14~16 項) 政務活動費の交付
  - …交付対象や額、交付方法、使用可能な範囲等は条例で定める
- ・(地方自治法 102 条) 定例会・臨時会について(定例会回数は条例にて定める)、他通年会期制もみとめられており、全国に 54 団体あり(市議会)
- ・(地方自治法 196 条 1 項) 議選監査委員(条例で議員のうちから監査委員を選任しないということもできる)

#### 各種項目についてデータに基づき説明(一部を抜粋)

\* 議員定数(各区分での定数状況) …小規模市～小規模村と人口が少ない団体ほど定数のばらつきが大きくなる傾向

\* 議員定数の推移…全体としては減ってきている。定数は法律の定めるところであったが、1999 年条例で制定(法定上限を超えない範囲)、2011 年～法定上限撤廃。条例で規定する。

\* 議長の選挙等 : 議長希望者所信・申合せや慣例…議長就任希望者の所信表明等の機会の導入状況はある、なしでは約半数であり、行っていない団体は 51% でやや多い。

\* 議長の選挙等 : 申合せや慣例による任期…自治法における任期は 4 年であるが、1～3 年で申合せにより決めている団体が全体の 78.3% である。

\* 常任委員会の数、予算・決算審査の常任委員会設置状況および特別委員会の設置状況

\* 議員提出の議案状況…意見書案が最も多い。

委員会提出の新規条例も全国で様々あり。

## 2. 議会と議員/議員の身分と職責/議会活動について

(全国市議会議長会企画議事部 本橋 謙治 氏)

### 議会と議員

#### (1) 地方議会の会議と招集

招集権は議会にはないが、例外はあり。しかし、長が対応しなくても罰則はない。

招集請求要件はあり。

#### (2) 本会議の運営に関する基本的な事項

### 議員の身分と職責

#### (1) 地方議会の活動期間

#### (2) 議員、議会の職務、職責等に関する法規定

地方公務員法における規定で地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職→特別職(非常勤特別職となる)

保育園は常勤の方が対象であったが、8/10付け通知により、地方議員も利用の対象となっている

#### (3) 議会の権限行使における留意事項

#### (4) 議員の権限行使における留意点

議会または議員には執行権はない。あくまでも行財政運営が適切に行われているかを監視、調査する。

請願の提出には紹介議員が必要となる。責任を伴うことであり、内容の吟味をしっかりと行う必要がある。

議員の守秘義務に関して地方公務員法において『特別職』は罰則の対象外である。

しかし、それは議員の活動を守るために現在は設けられていないということを理解し、行動する必要がある。

#### (5) 議会、議員の権限行使のために求められる要素

◎批判からの脱却→政策立案、提言への移行

◎自治体の行財政運営に関する知識、情報の収集

議会報告会は決まったかたちはなく、市民から意見を吸い上げられるような仕組みづくりが必要。

## 3. 地方議会の活性化と議員の役割(明治大学政治経済学 教授 牛山 久仁彦 先生)

自治体議会をとりまく環境の変化により、以前は国・県・市町村の関係が『上下・主従』であったが現在は『対等・協力』の関係へシフトしている。基礎的自治体(市区町村)は国/県以外の仕事は全て行う。現代はV U C A (変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の4つの英単語の頭文字をとった造語) の時代と言われており、その時代において自治体が主体的に取り組む必要がある。

また、人口減少、少子高齢化の状況は大都市であっても今後大変な時代になる。今までの地方自治体、議会は住民参加を嫌う歴史があったが、現代においては『住民とともに歩む』姿勢が必要であろう。また自治体議会改革の方向性として監視型議会というひとつの方向性として全ての会議、会議録の公開や広報を充実させる等の取組がある。この監視型議会に特化するという方向性もありえるが、議会の政策立案能力を向上させることこそ地

方分権時代においては重要である。

これまででは政策は行政(執行部)が企画、立案することが当然視されており、議会は公開の審議過程で執行部への質問、要望を通じて政策を方向づけてきた。しかし、執行部の提出する政策(議案)に対する議会の諮問機関化、追認機関化という問題も指摘されている。

今、議会審議の充実と政策能力の強化という潮流にあり、受け身的な政策審議から住民の意思を隊弁した能動的な政策形成、提案ができる議会が求められている。

自治体だからこそ、地域の実情に即した議会の在り方を住民との合意形成の中で示すことができる。自治体活性化を通じ、住民との環境を強化し、議会の政策能力といかに強化していくか、また、若者の政治参加を促進するなど議会の担う役割は重要である。

### 【呉市での展開の可能性】

今後の議員活動に活かせる内容であった。議員には法律上執行権はない。ただ様々な政策提案、なぜその政策が必要なのか、裏付けとなるデータや市民の意見などを吸い上げ、説明できれば政策実行への後押しをすることができる。そういう議員力を身につけることが重要であると再確認できた。

また、その他、講義内容や他自治体の方との意見交換の中でも課題にあがっていた「市民の意見をいかに聞いていくか」という点において、議会報告会を活用できるのではないかと考える。全国の自治体でも議会報告会を実施している自治体、そうでない自治体とあるが、呉市は現在、市内の高校での報告会と希望される自治会等の団体に各委員会単位で訪問し実施している。実施している点においては評価できることだと思うが、今後は実施方法等を様々検討していってもよいのではないかと思う。議会報告会は法律でこうしなければならないと決まっているわけではなく、議会が自由に創り上げていけるものである。ワールドカフェ方式(新しいアイディアなどを生む話し合いの方法)というもの初めて聞いたが、大勢の中ではなかなか意見を出しにくい方も少人数グループで活発な意見交換を行うのでより多くの方の意見を吸い上げることができる。また、各グループを移動していくことで結果として全員と意見交換をしているような感覚となるなど、その利点が注目されている。そのような方式をあるテーマに沿って、そのテーマで話したい市民を集めて行うなど出来るのではないかと考える。この方式を利用して議会報告会を行う予定だと自治体の議員もおられたので結果や課題など伺いたいと思っている。